

つがる西北五広域連合西北五地域救急医療対策協議会の 設置等に関する条例

平成25年9月30日

条例第6号

平成27年3月30日

条例第2号

(設置)

第1条 西北五地域の救急医療体制の充実のため、必要な協議を行うことを目的に、西北五地域救急医療対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、西北五地域の救急医療対策に関することとする。

(組織)

第3条 協議会は40人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、つがる西北五広域連合長(以下「連合長」という。)が委嘱する。

- (1) 西北五医師会の会員
- (2) 青森県の職員
- (3) つがる西北五広域連合の職員
- (4) 西北五地域を管轄する消防職員
- (5) つがる西北五広域連合構成市町の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、連合長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となり、議事を整理する。
- 3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(報酬)

第7条 協議会の委員がその職務に従事したときは、その従事した日数に応じて、日額5,700円の報酬を支給する。

- 2 第3条第3号に掲げる職員であって委員を兼ねる者には、報酬を支給しない。ただし、その委員の職務が正規の勤務時間外に行われたときは、報酬を支給することができる。

(費用弁償)

第 8 条 協議会の委員が職務上の事由により旅行したときは、つがる西北五広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例(平成 11 年つがる西北五広域連合条例第 11 号。)の規定に準じ、その費用を弁償する。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、病院運営課において行う。

(平成 27 年条例 2 ・ 一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に委嘱された委員の任期は、委嘱の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 27 年条例第 2 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。